

研究開発用オフィス(IT・デジタルコンテンツ・医療・環境等) 外国・外資系企業のオフィス

1. 対象事業

対象分野	主な事業
知識創造型産業 (ソフトウェア・デジタルコンテンツの開発等)	情報通信技術、自動車及びロボット等に関する研究及びソフトウェア等開発 / デジタルコンテンツ及びデザインの制作 / ナノテクノロジーを活用した研究開発 / システムLSI設計等の半導体に関する研究開発 / 各種機械の設計 等
健康・医療・福祉関連産業	医療機器、福祉機器、医薬品、保健機能食品等の研究開発 等
環境・エネルギー関連産業	太陽電池、水素エネルギー等のエネルギーに関する研究開発 / リサイクル関連技術、土壌、水等の浄化に関する研究開発 / バイオテクノロジーを活用した研究開発 等
外国・外資系企業 ^(※1)	【日本初進出の場合】日本国内で初めて行う事業 【二次進出の場合】他の交付対象分野及び金融業等 ^(※2) の研究開発または役務の提供 ※いずれの場合も金融業以外のB2C事業は対象外

(※1)外国企業(外国の法令により設立された企業、外国に主たる事務所を有する企業等)及び外資系企業(国内企業のうち、発行済株式の総数または出資総額の割合の50%超を外国企業等または外国人が保有する企業等)が対象。(※2)法に定められた免許等を受けた銀行、保険会社、監査法人、証券会社等が対象。

要件^(※1)

基準

延床面積 **60㎡以上**
常用雇用 **3人以上**

大規模

延床面積 **200㎡以上**
常用雇用 **10人以上**

2. 主な要件・交付内容^(賃借型)

賃料への 交付金 ^(※2)	金額	年間賃借額の 1/4	年間賃借額の 1/4
	回数	1回	2回
	上限額	1,500万円 (㎡あたり4,000円/月)	5,000万円/回 (㎡あたり8,000円/月)



雇用への 交付金 ^(※3)	金額 (1人あたり)	福岡市民 ^(※5)	正社員 ^(※4) (基準) 50万円 ^(※6) (大規模) 100万円	その他の常用雇用者 15万円
		福岡市民以外	10万円	5万円
	対象者(1人1回)	操業開始時の雇用者 (創業5年以内の場合:最大3年間の雇用者 ^(※7))		
上限額	(基準) 5,000万円 (大規模) 1億円			



日本初進出の外国・外資系企業の場合

設立費用 への交付金	金額	対象経費の1/2
	対象経費 ^(※8)	市場調査、通訳、各種許認可の取得、登記等に要する経費、 拠点設立に係る従業員の採用に要する経費等 ※公租公課を除く。 (姉妹都市またはMOU(経済交流等に関する覚書)締結都市からの進出企業 ^(※9) は、 渡航費 ^(※10) も対象)
	上限額	300万円

(※1)要件は、操業開始時から満たしていることが必要 (※2)賃料への交付金は、オフィスおよび研究開発設備機器の年間賃借額(共益費は除く。)が対象 (※3)雇用への交付金は、操業開始時に雇用が確認でき、その後1年以上の継続雇用が確認できた方が対象 (※4)正社員およびその他常用雇用者の雇用形態については、雇用契約書等の提出書類で確認できた方が対象 (※5)福岡市民は、住民票等の提出書類で確認できた方が対象 (※6)ナノテクノロジー、医療、バイオテクノロジー等の事業において、専ら研究の業務に従事する研究員は**100万円** (※7)地方拠点の分社化など、新規の創業と認められない場合は対象外。福岡創業または創業5年以内かつ福岡市へ本店登記を移転する事業者は、創業5年未満で、最大3年間の雇用者(1年以上の継続雇用が確認できた方)を対象とし、各年増加した雇用者が対象(1人1回) (※8)操業開始した日以前1年以内の経費が対象(※9)MOUを経済団体等と締結している場合は、経済団体に所属している事業者が対象 (※10)2名×2往復までの、航空等運賃が対象

試算例

オフィス賃料を8,000円/m²と仮定して、2つの事例で交付額を試算しました。

【ケース1】基準型

- ・東京のIT企業が、システム開発拠点を設立
- ・オフィス面積:65m²
- ・雇用人数:3名
 - ・正社員(福岡市民)1名
 - ・正社員(市民以外)1名
 - ・契約社員(福岡市民)1名

【ケース2】大規模型

- ・外資系金融企業が、東京に続く第2拠点を設立
 - ・オフィス面積:300m²
 - ・雇用人数:30名
 - ・正社員(福岡市民)15名
 - ・契約社員(福岡市民)14名
 - ・アルバイト(市民以外)1名
- ※このほか、派遣社員10名

	交付金	内 訳
賃料 への交付金	78万円	オフィス年間賃料312万円(65m ² ×4,000円×12月) ×1/4
雇用 への交付金 (※1)	75万円	・正社員(福岡市民)1名×50万円=50万円 ・正社員(市民以外)1名×10万円=10万円 ・契約社員(福岡市民)1名×15万円=15万円
計	153万円	

	交付金	内 訳
賃料 への交付金 (※2)	1,440万円	オフィス年間賃料2,880万円(300m ² ×8,000円×12月) ×1/4×2回(大規模)
雇用 への交付金 (※1)	1,715万円	・正社員(福岡市民)15名×100万円=1,500万円 ・契約社員(福岡市民)14名×15万円=210万円 ・アルバイト(市民以外)1名×5万円=5万円 ※派遣社員は対象外(直接雇用者が対象)
計	3,155万円	

(※1)雇用への交付金は、操業開始時から1年以上の継続雇用を確認した後に交付します。(※2)720万円×2回交付。

3. その他重要事項

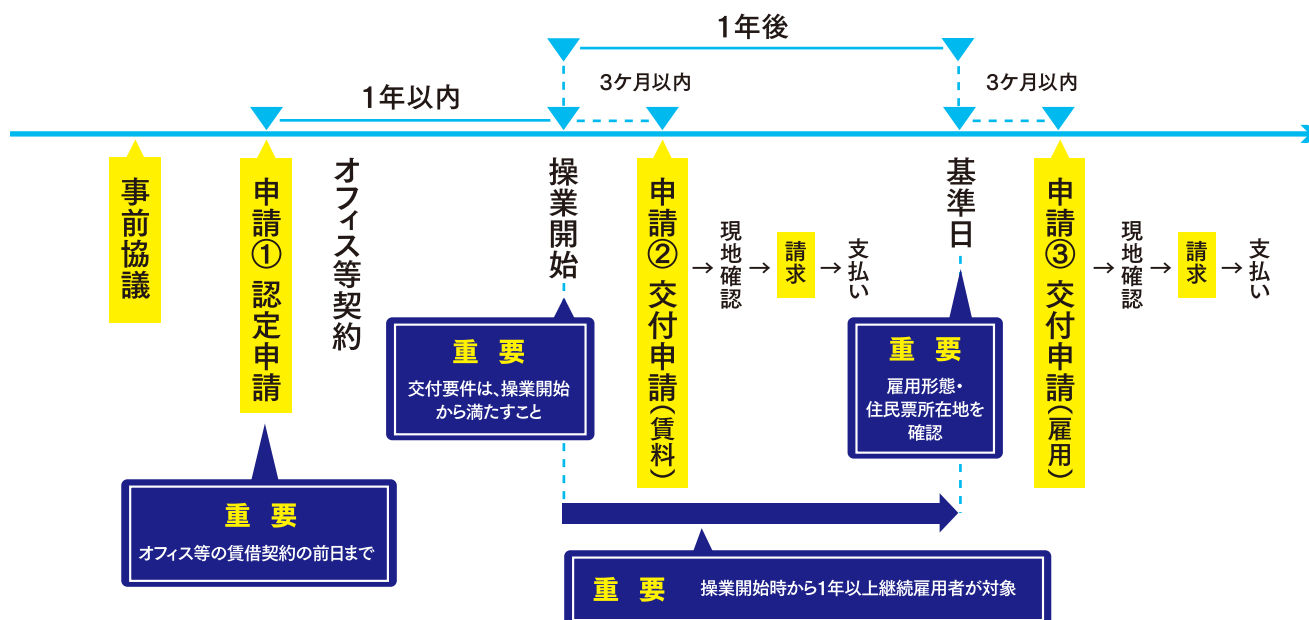
【申請時期】 オフィス等の賃借契約の前日までに、認定申請が必要です。

【操業開始期限】 認定申請日から1年以内 ※所有型の場合は3年以内

【継続義務期間】 賃借型5年間 ※所有型の場合は10年間 ※期間内に事業縮小・撤退された場合、交付金の全額又は一部を返還していただきます。

立地交付金の申請にあたっては、「福岡市企業立地促進条例」ほか関係規定をご一読いただき、定められた規定を遵守すること
に同意の上、ご申請ください。

手続きの流れ



※事業継続義務期間内に事業縮小・撤退された場合、交付金の全額又は一部を返還していただきます。

お問合せ

■ 経済観光文化局 投資交流推進部 企業誘致課

- TEL: 092-711-4849 ● FAX: 092-711-4354
- E-mail: invest@city.fukuoka.lg.jp
- 〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8-1 14階

■ 福岡市 東京事務所

- TEL: 03-3261-9712 ● FAX: 03-5276-7895
- E-mail: tokyooffice.GAPB@city.fukuoka.lg.jp
- 〒102-0093 東京都千代田区平河町2丁目4-1
日本都市センター会館12階

福岡市立地交付金

検索

